

庄原市が実施する 測量コンサルタント等業務における 「総合評価方式による入札」のてびき

庄原市役所 総務部 管財課

1. 総合評価方式による入札の試行を行う目的

庄原市においては、平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の推進に関する法律」、平成17年8月26日に閣議決定された「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に準拠し、価格と品質の両面において総合的に優れた請負者を決定し、測量コンサルタント等業務における業務目的物の品質を確保するため、総合評価方式による入札の試行を行います。

2. 総合評価方式の対象とする案件

庄原市においては、測量コンサルタント等業務における案件のうち、原則として予定価格が1,000万円(消費税込)以下のものを総合評価方式による入札の対象とします。

3. 総合評価の方法

総合評価は、価格以外の要素における評価項目ごとの得点(加算点)と標準点(基礎点)を合計した点数(技術評価点)を、当該入札者の入札価格で除して算出した数値(評価値)をもって行ないます。

なお、標準点(基礎点)は一律100点とし、加算点の合計は5点とします。

技術評価点：標準点(基礎点)＋加算点(価格以外の評価点の合計点)

評価値：技術評価点÷当該入札者の入札価格(税抜、千万円単位)

4. 総合評価における評価基準

総合評価における評価基準については、下記の表内のとおりとします。

	項目	評価内容	評価基準		
			項目	配点	満点
1	庄原市内に本社または営業所等があるか	庄原市内に本社または営業所等がある業者に加点	市内に本社あり	1.5	1.5
			市内に営業所等あり	0.5	
			市内に本社及び営業所等なし	0	
2	直近の庄原市における受注状況	X÷Yにて算出された割合で判定(詳細は下記[算式の説明]を参照)	左記計算式の値が0～1の場合 算式=(1-計算値)×2.5 ※小数点第4位を切捨	2.5 ～0	2.5
			左記計算式の値が1を超える場合	0	
			[算式の説明] X=各社の庄原市発注業務(入札分)における現在手持業務高 Y=各社の庄原市発注業務(入札分)過去5年間(平成26年度～30年度)における年平均受注高(これを①とする)と、10,000,000円とを比較して大きい方の金額 ※現在手持業務額は、業務完了検査を終了しておらず、現場説明資料中「4. 入札の日程等」の「総合評価評価点審査」に示す日の時点において、受注している業務の総額とする。		

	項目	評価内容	評価基準			
			項目	配点	満点	
3	各社に在籍する技術士等	技術士またはシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の、本社または営業所における在籍有無によって加点する ※本項目は各案件の執行時に入札参加者より提出を受ける有資格者に関する書類の内容による	技術士	1名以上在籍あり	0.5	0.5
				在籍なし	0	
			シビルコンサルタントマネージャー(RCCM)	1名以上在籍あり	0.5	0.5
				在籍なし	0	
4	指名除外措置の状況	案件の公告日より過去1年間において、庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点する	指名除外を受けた総月数×0.5(減点) ※5点を減点の上限とする。	-	-	
			小計	5点満点		

5. 各評価項目の説明

①庄原市内に本社または営業所等があるか

庄原市内に本社、本店また営業所等を有する場合に加点します。

②直近の庄原市における受注状況

この項目においては、過去の受注実績等と比べ、現在執行中業務の割合(業務金額ベース)が少ないほど、より多い加点の対象となります。

<割合の計算方法>

$$\text{割合} = X \div Y$$

X = 各社の庄原市発注業務(入札分)における現在手持業務高

Y = 各社の庄原市発注業務(入札分)過去5年間(平成26年度～平成30年度)における年平均受注高と、10,000,000円とを比較して大きい方の金額

<加算点の計算方法>

本項目の加算点は、上記の式で算出した割合をもって、下記の式によって算出します。

ただしこの割合が1を超える場合は、0点とします。

$$\text{点数} = (1 - \text{割合}) \times 2.5 \quad \text{※小数点第4位を切捨}$$

<上記式における「X」の考え方>

現場説明資料に示す期日までに業務完了検査を終了しておらず、「総合評価評価点審査日」に示す日の時点において、受注している業務(水道管路設計業務をのぞく)を「X」として扱います。

この「総合評価評価点審査日」と同日において、対象となる業務案件を落札した場合は、この落札した案件も「X」としてカウントします。またその案件が総合評価方式の案件で、落札候補者となった場合でも、同様に「X」としてカウントします。

なお同日に複数の総合評価方式案件を審査する場合は、対象となる案件について審査を行う順番を定め、それぞれの落札候補者となった入札参加者がその後に審査を行う案件にも参加している場合、「各社の現在手持業務高」に、その落札候補となった案件の請負金額を加算し算定します。ただし、一度審査内容を確定させた案件は、後に行う案件の落札候補の状況がどうであろうと、評価点の再計算は行いません。

また手持業務において、契約変更があった場合は、審査日までにこの変更を行った最終契約金額において金額をカウントします。

ただし、水道管路設計業務については、「X」のカウントから除外します。

<上記式における「Y」の考え方>

「Y」は、各社の庄原市発注業務(入札分)において、現場説明資料に示す過去の年数分の年平均受注高(これを①とする)と、10,000,000円とを比較して大きい方の金額とします。

たとえばある業者において、①の数値が30,000,000円である場合は、この業者における「Y」の数値は30,000,000円となり、①の数値が3,000,000円である場合は、この業者における「Y」の数値は10,000,000円となります。

③各社に在籍する技術士等

各案件の開札時点において、各社に、「技術士」、「シビルコンサルタントマネージャー(RCCM)」が1名以上在籍する場合に加点します。なお、技術士等の数は1名以上であれば加点対象とし、5名の場合でも10名の場合でも加算点は同じです。

技術士等の事項については、各案件の執行時に各社から指定様式に必要事項を記入の上、現場説明資料に示す添付書類と一緒に管財課まで提出してもらいます。

④指名除外措置の状況

案件の公告日より過去1年間において、庄原市より指名除外措置を受けた期間に応じて減点を行います。なおこの「1年間」は、指名除外の終期の日を基準とし、複数回の指名除外をこの期間内で受けている場合は、そのすべての指名除外期間を合算します。

<計算方法>

減点数＝指名除外を受けた総月数×0.5 ※5点を減点の上限とします

6. 最低制限価格の取り扱いについて

総合評価方式の入札においては、最低制限価格を設定しないこととします。

7. その他

水道管路設計業務については、総合評価方式入札の対象外とします。

8. 総合評価方式による入札案件の日程

総合評価方式による入札案件については、以下の日程を標準スタイルとして執行します。

項目	日程	注意事項
指名通知		電子入札システム等によって通知します。
仕様書閲覧	指名通知時点より	指名通知を行った各社へ、電子メールにて仕様書の電子データ(PDF形式等)を送付します。
総合評価関係書類提出	入札日1日目の17時まで	関係書類を、庄原市管財課まで提出してください。
入札	公告日から一週間～一ヶ月程度経過した、連続した2日間	電子入札システム等により入札してください。またその際、資料等の提出が必要な場合は提出してください。
開札	最終入札日の翌日	開札段階では、まだ落札者は決定せず、入札を保留した状態とします。
総合評価評価点審査	開札の日	評価点の審査を行います。
落札決定	審査後から一週間以内	電子入札システムにより入札参加者に落札決定者を通知します。また入札結果はこの決定通知後、すみやかに庄原市ホームページに公表します。